

しげの安正 質疑・答弁要旨

時： 2011年 8月 2日
衆議院総務委員会

1. 「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案」
について

(質 問)

地方税に関連して、今回の改正案では特例措置について、代替家屋などの取得に関する特例は 20 キロ圏の警戒区域に限って適用されます。土地家屋に係る 2011 年度の課税措置の免除については、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域などで市長村長が指定したものというふうにしています。この区分理由についてお伺いします。

(答 弁) 片山総務大臣

今回の改正は、一定の区域内にある固定資産に対する固定資産税の課税免除、そして、一定の区域に住んでおられる方々が、他の地域に代替的な固定資産を取得される場合についての特例を規定していますが、二つのケースで区域の指定が違います。課税免除の方は、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域のうち市町村長が指定した区域となっています。これは今年度、恐らく通常に使用収益はできない、特に警戒区域などは全然できない、他の区域についてもまず不可能ということが想定されますので、それを一律に市長村長が区域として指定する。ここに合理性はあると思います。

代替資産の特例については、警戒区域の場合、本当に入れない、入ったら罰則があるということですから、事実上、滅失していない、損壊していないけれども使用収益の観点からは、全く使用できません。他に代替資産を求めることに合理性が認められ、その特例があってしかるべきだと思います。

(質 問)

次に、計画的といっても避難しなければならない地域であることに変わりはありませんし、緊急時避難準備区域についても官邸のホームページでは、引き続き自主避難することが求められています。そして、特定避難勧奨地点については、条例対応と規定していますが、国として市長村長任せではなく、主体的に明確な対応をとるべきではないかと思いますが、伺います。

(答 弁) 片山総務大臣

計画的避難区域は、警戒区域とは違って、入ろうと思えば入ることは可能で、資産の保全管理もできますが、事実上使えないということは多分あると思います。しかし、工場などで、一部の企業では使っているケースも見受けられ、その個別の実態から市町村において判断し、減免処置等を行うこととしていますので、納税者にとって不公正は、ないことになると思います。特定避難勧奨地点も同様で、一律に法律で以て課税免除とすることは適当ではないと思います。地点、区域の法的な性格が異なり、地点に指定されたことにより避難を余儀なくされた方は、警戒地区の方とほとんど変わりませんので、市町村において、しかるべく減免処置をお願いしていますし、今後とも助言を継続していきたいと思っています。

(質 問)

三点目に、こうした区域以外でも、子供や妊婦のいる世帯では、自主的に避難している世帯もあるわけですから、こうした世帯に対しても何らかの対応が必要ではないか。

(答 弁) **片山総務大臣**

区域以外で、子供さんが小さかったり妊産婦であったりして、不安なので避難をされる方も当然おられます。お気の毒であります。こうした方に対しても、実際に家は使えない訳ですから、税負担の軽減がされてしかるべきだと思います。一律に法律で規定することには馴染みませんが、その個別実態を見て、市町村において減免処置をしていただければと思います。

(質 問)

市町村において処置するということですが、その決定について国からの指導は一切ないと受け止めて良いですか

(答 弁) **片山総務大臣**

重野議員のご指摘の事由について異議を申し添えるつもりは、一切ありません。しかし、全部一律に、ある自治体の中で全部固定資産税を減免してしまうなどということが、もしあると、例えば、避難もしていない役場の職員で所得も従前通り支給されている方も全部、警戒区域の方と同様に固定資産税が減免されるということが実情に適っているかどうかは、疑問に思います。そういう実態があるやに聞き及んでいますが、全額財政補てんについては、いささか抵抗感があります。

(質 問)

今回の地方税の免除などについては、地方債の特例措置が講じられることとなります。原発事故が発生しなければ起こり得なかったことであり、本来であれば、東電に求償すべき性格のものだと考えますが、この点についてお伺いします。

(答 弁) **片山総務大臣**

本来、そういう考えがあってしかるべきだと私も思います。しかし、これは原子力損害賠償の範囲を議論しています委員会に付託されており、同趣旨の要望は伝えていますが、最終的にどういう結論になるかは不明です。自治体は、地方税法では警戒区域の中の固定資産であっても課税行為をし、未払いの時は滞納処分を行います。今回、警戒区域での課税を免除し、その部分については国が財政補てんするというのが、この法案です。租税債権が消滅すると東電に求償できない懸念があるということで、附則に東電に対して求償行為ができるという条項を盛り込みました。

(質 問)

住所移転者に係る措置での「指定市町村」とは、どういう地域で「特定避難勧奨地点」も含まれるのか。そして、区域指定されていない自治体で、年間 20 ミリシーベルトを超える線量がモニタリングされている地域に住む子供や妊婦が自主的に避難している場合、法の趣旨からいって適切な行政サービスが提供されるべきと考えますが、伺います。

(答 弁) **片山総務大臣**

指定市町村とは、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の三区域をその区域に含む市町村で、双葉郡八町村、南相馬市、田村市、飯館村、川俣町が想定されます。自主避難の方々についても、この法案の対象には必ずしもなっていないケースかと思いますが、個別に支障が無いように、避難元と避難先とで上手く調整されるよう県とともに総務省も積極的に取り組んでいきたいと思っております。